

「休日の振替」と「代休」の違い

例) 1日8時間 休日が「土曜日・日曜日」 「賃金締切は末日」 のケース
1週間の起算日を日曜日とする場合（特約なければ、日曜日が起算日となる。）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

①【休日振替】

あらかじめ、本来出勤日の10日に
休むことを決め、本来休日の14日に出勤

②【代休】

本来休日の21日に出勤し、事後、翌
週の本来出勤日の26日に休む

【運用イメージ】

- ①「休日の振替」；同一週内での休日トレード→休日出勤に、割増賃金不要（当該週の総労働時間に増減なし。）
- ②「代休」；休日に出勤し、その後、週をまたぎ、休む→「休日出勤の週；1週の総労働時間は増」「翌週；1週の総労働時間は減」
同一賃金計算期間内であれば、 $1.25 - 1.00 = 0.25$ 分の割増賃金 清算が必要

【ポイント】

1週間の起算日をいつにするか？

例えば、土曜日を1週間の起算日した場合（週の起算日を日曜日以外とするには、就業規則に明示が必要）

「休日の振替」は、土曜日から翌週金曜日の間で行えばよい。